

## 補助金交付の流れ

工事請負会社

工事開始

工事完了

受領

領収書等

申請者

確認

代金支払

交付申請兼請求

受理

受領

深谷市

受付・審査

交付決定通知書

補助金の交付

(口座へ振込)

## 申請の条件

- 補助事業を実施した者又は補助事業を実施した者と生計を一にする者が、市の住民基本台帳に当該者が記録されている住所地にある補助事業実施住宅において、現に居住する個人であること
- 補助事業を実施した者が当該住宅の所有者でない場合又は当該者の他にも当該住宅の所有者がいる場合は、全ての所有者の同意を得ていること
- 市税に滞納がないこと(補助事業を実施する者が2人以上のときは、その全ての者)
- 深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付要綱の第2条別表に掲げる内容を満たす機器であること
- 太陽光発電システム以外は、令和7年度に購入及び設置をした機器であること  
(電気自動車等については、令和7年度に購入し、自動車検査証の初度登録年月(又は初度検査年月)が、令和7年4月1日から令和8年3月31日であること(※納車日ではありませんのでご注意ください))
- 補助金の交付の申請をしようとする補助事業と同種のものに対して過去に市補助金の交付を受けていないこと
- 電気自動車等については、同一世帯で、同一の交付を受けていない者であること

## 申請場所

次の問合せ窓口へ書類を直接ご提出ください

※岡部総合支所、川本総合支所、花園総合支所では受け付けられません

※郵送による提出の場合、書類に不備があると受付できないことがあります

## お問合せ先

深谷市 環境水道部 環境課 環境政策係 (深谷市役所本庁舎2階25番)

住所: 深谷市仲町11-1 電話: 048-577-6539(直通)

メール: [kankyo@city.fukaya.saitama.jp](mailto:kankyo@city.fukaya.saitama.jp)

2050年までに深谷市のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティふかや」の実現を目指します



## 令和7年度

## 深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金

※令和7年度中に事業完了したものが対象となります

本パンフレットのほか、詳細はホームページでご確認ください

## 対象となる省エネ設備及び補助上限額

- |  |      |
|--|------|
| ・ 太陽光発電システム(既設等を含めて発電容量10kW未満)   | 6万円  |
| ・ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)  | 10万円 |
| ・ 定置用リチウムイオン蓄電池  | 10万円 |
| ・ 電気自動車等充電設備(V2H)  | 10万円 |
| ・ V2Hに対応した電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)<br>又は燃料電池自動車(FCV) (V2Hを設置した場合に限る) | 20万円 |

## 申請の受付期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火) (予算がなくなり次第受付終了)

※期間中の開庁日時に先着順で受付

※令和7年度内に書類が全て揃わないと補助の対象になりませんのでご注意ください

## 補助事業の予算額

・ 予算 28,000,000円

※予算額に達し次第、終了となります

## 周辺環境への配慮のお願い

一般家庭においても、空調機器、給湯機器、発電機器などが、**低周波音**を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります

機器を設置する際には、販売業者や設置業者などよく相談の上、**周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします**



# 申請に必要な書類

## ■ 住宅用省エネ設備設置費補助金申請書兼請求書（様式第1号）

※振込先を確認するため、口座情報がわかるものを持参または写しを提出してください。（例、通帳等の写し、インターネットバンキングの画面等）

## ■ 省エネ設備ごとに定める写真及び書類（A4サイズのコピー用紙に印刷してください） ※写真は右下の例を参考にしてください

設備名	①省エネ設備を設置したことが確認できる住宅全体の写真	②省エネ設備の設置状態が分かる写真	③省エネ設備ごとに定める書類
太陽光発電システム	太陽電池モジュールが写っている住宅全体 （上記の写真が難しい場合は、住宅全体と太陽電池モジュールの写真両方を添付してください）	a パワーコンディショナ （住宅から離れて設置（カーポート等）した場合、住宅に引き込んでいることが分かる写真（電線埋設の場合は工事中の写真）を添付してください）	○発電容量が10kW未満であることが分かる書類の写し（電力会社から発行される「接続契約のご案内」や設計図面など） ○令和7年3月31日以前に設置が完了している場合は、電力受給開始日が令和7年4月1日以降であることが確認できる書類の写し （例：電力会社のwebサービス「購入実績お知らせサービス」の発電者情報および購入開始年月日がわかるページなど）
エネファーム	燃料電池ユニットおよび貯湯ユニットが写っている住宅全体	a 燃料電池ユニット b 貯湯ユニット	○型式及び定格運転時において1.5kW以下の発電能力があることが確認できるパンフレット等の写し ○記入事項が全て記載されている設置が完了したことを証する書類（例：住所・氏名・型式を記載した保証書の写しなど※1）
蓄電池	電池が写っている住宅全体	a 蓄電池	○型式及び設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1kWh以上であることが確認できるパンフレット等の写し ○記入事項が全て記載されている設置が完了したことを証する書類（例：住所・氏名・型式を記載した保証書の写しなど※1）
V2H	V2Hが写っている住宅全体	a V2H	○型式及び給電できることが確認できるパンフレット等の写し ○記入事項が全て記載されている設置が完了したことを証する書類（例：住所・氏名・型式を記載した保証書の写しなど※1）
V2Hに対応した電気自動車等	電気自動車等及びV2Hが写っている住宅全体 （車両番号が確認できること）	a V2Hと電気自動車が連携しているもの b aの写真で連携している部分を拡大したもの（車両番号が確認できること）	○自動車検査証の写し ○V2Hを介して住宅へ給電できることが確認できる書類（例：パンフレットの写しなど） ○V2H保証書の写し（V2Hと同時申請の場合は1通で兼用可） ○電気自動車等の所有者が申請者と異なる場合には、購入に係る契約を確認することができる書類 ○輸入自動車である場合、新車であることが確認できる書類

※1 保証書が発行されない場合は、「参考様式 設置が完了したことを証する書類」または参考様式と同じ内容が記載されているもの（原本）で代替することができます（詳細は、ホームページをご確認ください）

## ■ 省エネ設備の設置に要した経費の領収書の写し

※補助対象経費以外の工事等が含まれている場合や1枚の領収書で2種類以上の補助対象経費がある場合は、**領収書の内訳書**を添付してください（見積書の内訳は不可）  
※領収書が発行されない場合、**参考様式「支払額証明書」**又は参考様式と同じ内容が記載されているもの（原本）を添付してください  
（参考様式「支払額証明書」の詳細につきましては、ホームページをご確認ください）

## ■ 住宅の所在が分かる案内図

## ■ 「市税に滞納がないことの証明書」(申請前1か月以内に作成されたもの)

※補助事業を実施する者が2人以上であるときは、その**全ての方**の証明書が必要です  
※市役所本庁舎総合窓口（市民課）と各総合支所市民生活課で取得できます  
キララ上柴では取得できませんのでご注意ください  
※「納税証明書」「課税証明書」ではなく、「**市税に滞納がないことの証明書**」という名称の証明書です

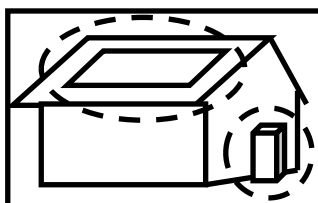
深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金ホームページ

<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kankyosuido/kankyo/tanto/chikyuuondankataisaku/16240.html>



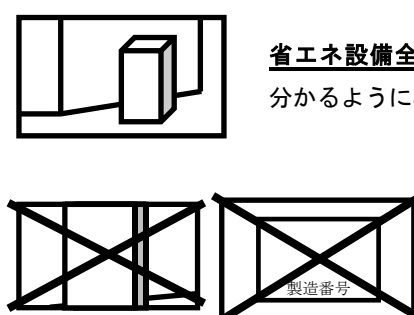
ご提出いただく写真例

①住宅全体の写真の例



**住宅正面から全体を撮影します**  
※正面から省エネ設備が写るように撮影できない場合は、**正面のものに加え省エネ設備が写る角度のもの**も提出してください

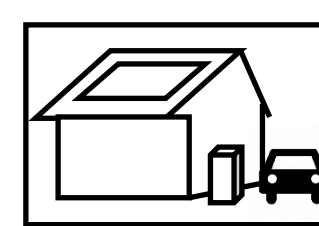
②設置状況が分かる写真の例

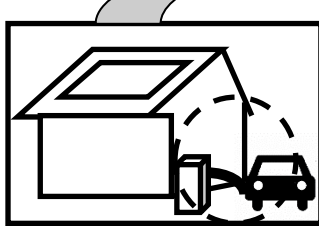


**省エネ設備全体を住宅のどこに設置したのかが分かるように写します**

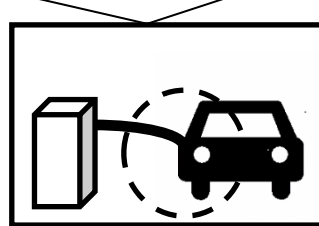
寄りすぎて周辺の状況が分からない写真や製造番号のみの写真は不可

電気自動車等の場合





V2Hと電気自動車が連携している写真



連携している部分を拡大した写真  
(車両番号が分かる写真も添付してください)